

# 滋賀県協同農業普及事業の実施に関する方針

令和8年3月27日制定

## 第1 基本的な考え方

協同農業普及事業(以下「普及事業」という。)は、農業改良助長法(以下「法」という。)の規定に基づき、普及指導員が直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善に関する科学的技術および知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営の改善に取り組む農業者の育成を図るとともに、農業の持続的な発展や農村の振興等を図るものである。国は、この普及事業の運営の方向性を示すものとして、令和7年4月に「協同農業普及事業の運営に関する指針」(以下「運営指針」という。)を制定した。

本県の普及事業は、農政の推進に資する最も効果的な施策の一つとして、担い手の育成、農業の生産性の向上、農業・農村の維持・発展等の様々な課題に対応し、農業者や集落営農組織の育成、近江米や近江牛をはじめとする本県ブランド農畜産物の振興、環境こだわり農業の普及等、本県農業に大きな成果を挙げてきた。

現在の本県農業・農村を取り巻く環境は、農村人口の減少や高齢化による集落機能の低下、農業従事者の減少や農地面積の減少、地球温暖化等による生産力の低下等の状況にある一方、地域計画をベースにした農地集約やそれに伴う担い手の経営規模拡大、スマート農業の進展といった新たな変化も見られ、こうした状況を見据えながら、農畜産物の生産振興と農村の振興を実現することが求められている。

このような課題に的確に対応するため、本県においては、「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」および「環境こだわり農業推進条例」等の関係条例を踏まえつつ、新たに策定された「滋賀県農業・水産業基本計画(第3期)」(以下「県基本計画」という。)の目指す姿の実現と各種施策の展開を推進するため、本県普及事業を効果的かつ効率的に実施する上での基本的な考え方を示すものとして「滋賀県協同農業普及事業の実施に関する方針」(以下「実施方針」という。)を定める。

## 第2 普及指導活動の課題および主要施策

本県の普及指導活動の課題は、運営指針第二の一に基本的な課題として挙げられた「担い手の育成・確保」や「農業の生産性向上と生産基盤の強化」、「みどりの食料システム戦略の推進」、「農村の振興」等を基本とする。

これらの課題に対応し、本県の普及指導活動の施策の基本的な方向は、県基本計画における農業分野の方向性である「攻めの農業振興とそれを担う人づくりを進めることで、食の礎を担う力強い農業を実現」とする。

本県の普及指導活動の主要施策としては、「西日本一の力強い水田農業の実現」および「都市近郊の強みを生かす園芸の産地づくり」の2つの柱に重点化し、それぞれについて、(1)～(4)に掲げるテーマの活動やこれらのテーマを組み合わせた活動を実施す

る。

## 1 西日本一の力強い水田農業の実現

- (1) 担い手の確保・育成
- (2) 日本有数の米どころとしてのさらなる躍進
- (3) 麦・大豆の安定供給を目指した取組の推進
- (4) 環境・獣害対策

## 2 都市近郊の強みを生かす園芸の産地づくり

- (1) 野菜、花き、果樹の億円産地づくり
- (2) 茶の輸出に対応した産地づくり
- (3) 地域を元気にする特産づくり
- (4) 園芸の新規就農者の確保・育成

### 第3 普及指導員の配置に関する事項

高度化・多様化する農業者のニーズや県域あるいは地域の課題および農業政策に的確に対応するため普及指導員および農業革新支援専門員を配置する。

#### 1 農業農村振興事務所への配置

地域農業の実情に即した普及活動を行うため、専門分野等に配慮し、各農業農村振興事務所に普及指導員および農業革新支援専門員を配置する。

#### 2 農業技術振興センターおよびみらいの農業振興課への配置

試験研究機関、教育機関、行政機関等との連携を図り、普及組織全体がより機能を発揮するため、農業技術振興センターおよびみらいの農業振興課に農業革新支援専門員を配置する。

#### 3 農業大学校への配置

新規就農者を育成するため、農業大学校の専攻コース等に配慮し、普及指導員を配置する。

### 第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

#### 1 資質向上に関する考え方

普及指導活動に求められる役割を十分に発揮できるよう、運営指針第四の二に挙げられた「全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質」の向上を図るため、普及指導員の資質向上に関する研修等の取組の充実強化に努める。

普及指導員に求められる能力、研修の方向性、人材育成に向けた研修方法等、推

進体制等については、別途「滋賀県農業技術職員人材育成計画」を策定し、必要な人材を計画的に育成する。

## 2 資質向上に関する取組の充実・強化

農業技術振興センター農業革新支援部が実施する研修、国や関係団体等が行う研修を活用した集合研修やオンライン研修等のほか、各農業農村振興事務所農産普及課の職場全体で資質向上を図る。

また、普及指導員は、農業および経営に関する技術や知識、普及手法などの資質の維持・向上のため、継続的に自己研さんに努める。

## 第5 普及指導活動の方法に関する事項

### 1 普及指導活動拠点の運営

#### (1) 普及指導活動拠点の設置

法第十二条および運営指針第五の一に規定する普及指導センターを農業農村振興事務所農産普及課内に設置し、名称を農業普及指導センターとする。

また、運営指針第五の二に規定する農業革新支援センターを農業技術振興センター農業革新支援部に設置する。

#### (2) 普及指導活動拠点の事務

##### ア 農業農村振興事務所農産普及課

農業農村振興事務所農産普及課は、農業者の高度で多様なニーズや地域農業の課題に的確に対応するため、関係機関・団体、民間事業者等と役割分担しながら、以下の業務を行う。

- ・ 地域農業の実情と農業施策の展開方向等を踏まえつつ、地域農業の目指す姿の実現に向けた支援
- ・ 農業経営および農村生活の改善に関する普及指導活動や調査研究による課題解決
- ・ 幅広く新規就農者の確保を図るための情報の提供・相談および就農後の経営安定に向けた支援
- ・ 情報収集と発信によって、農業者を始め、試験研究機関、民間等の専門家、市町や農業団体等関係機関をつなぐハブ機関としての機能の発揮

##### イ 農業技術振興センター農業革新支援部

農業技術振興センター農業革新支援部は、各地域の普及指導活動が効果的、効率的に進むよう、試験研究機関、教育機関および行政機関と密接な連携を図り、以下の業務を行う。

なお、みらいの農業振興課に配置する農業革新支援専門員も同様とする。ま

た、農業農村振興事務所農産普及課に配置する農業革新支援専門員は、水田農業振興と担い手育成にかかる革新支援を担うこととする。

- ・ 試験研究機関等と連携した普及指導活動の総合的な企画立案・調整・推進
- ・ 専門技術の高度化および政策課題への対応
- ・ 普及指導員の資質向上
- ・ 先進的農業者等に対応する高度かつ専門的な相談への対応
- ・ 普及指導活動の効率化、高度化に向けた助言
- ・ 普及指導員が取り組む調査研究の指導および総括

## 2 普及指導活動の戦略的な展開と重点化

### (1) 普及指導計画の策定

普及指導活動にあたっては、地域農業の実情、農政上の課題、農業者のニーズ等を踏まえ、以下の計画を階層的に策定し、戦略的に展開する。

**「普及指導計画」**: 地域農業の実情および5～10年後の地域農業の目指す姿、「地域プロデュース計画」、「主要普及計画」、「専門普及計画」、管内の基礎データ等で構成する。

**「地域プロデュース計画」**: 5～10年先の地域農業の目指す姿の実現に向け、向こう5年間の活動がイメージできるロードマップを明確にした計画。

**「主要普及計画」**: 「地域プロデュース計画」のロードマップに沿った当該年度の具体的な活動計画。

**「専門普及計画」**: 主要普及計画以外の地域農業の目指す姿の実現や農政上の課題に対応する計画等、専門別等による当該年度の活動計画。

### (2) 普及指導活動の評価の実施と改善

普及指導活動がより高い成果を上げるために、普及指導計画の策定、実行、評価および改善の継続的なプロセスを経る。

このため、普及指導計画の進捗状況や結果について内部評価を行うとともに、その成果や体制等について、先進的な農業者や関係機関、有識者等で構成する委員による外部評価を毎年度実施する。評価結果は次年度以降の計画に反映させるよう努め、普及指導活動およびその体制の改善を行う。

### (3) 戦略的な普及指導活動の実施

#### ① チーム活動による効率的な実施

普及指導活動にあたっては、所属長等のもとで複数人によるチームを編成し、活

動内容を相互に把握した状態で実施することを基本とする。

## ② 農業者支援の充実・強化

普及指導員は、農業者や地域農業の課題解決に向けて、現地の実情に応じて、民間活力やICTの積極的な活用、関連施策等の情報提供等により、活動の充実・強化を図る。

## ③ 先進的農業者等とのパートナーシップの構築

普及指導員は、日頃から先進的な農業者や地域のリーダー等と意見交換や情報交換を積極的に行い、新規就農者の育成、先進的な技術の普及、地域モデルの育成など、地域農業・農村を振興するための取組を行う。

## ④ 創意工夫と関係機関等との役割分担による効果的な支援

普及指導員は、常に創意工夫に努めつつ、技術と知識を活かしたスペシャリスト機能と地域の合意形成を進めるコーディネーター役を担うことを通じた地域や産地のプロデュース機能を有している。これらの機能を発揮することを通じて、農業者や市町、関係団体等との意思疎通を円滑に行い、地域農業の維持・発展に向けた支援を効果的に実施する。

## ⑤ 新規就農者等の育成強化と青年農業者等への支援

今後の本県農業を担う農業者を確保し、次世代に農地や高度な農業技術・経営等が着実に継承されるよう、青年層の新規就農を促進するとともに新規就農者の育成を強化する。また、青年農業者による経営上の課題解決や技術向上を目指す取組に対して支援するとともに、青年農業者相互の研さんが図られる組織を育成する。

## ⑥ 試験研究、研修教育との一体的な取組の推進

地域農業における課題に即応した技術開発およびその普及を迅速に進めるため、試験研究機関と密接に連携する。

また、将来の担い手を養成するため、農業大学校や教育機関と相互に情報交換するなど、一体的な取組を進める。

## 3 調査研究の適切な実施

普及指導員による調査研究の実施にあたっては、効果的な普及指導活動の推進に資するものとし、関係機関・団体や試験研究機関等との積極的な連携を図るほか、その成果等を資質向上および現地の課題解決のために有効に活用するものとする。

#### 4 農業者研修教育施設における研修教育の充実・強化

農業大学校においては、今後の農業・農村の担い手となる青年農業者を養成する養成課程として養成科を、農外からの新規参入者等、就農希望者に対する研修を行う研修課程として就農科を設置する。また、就農の前から農産普及課や関係機関・団体との連携を一層密にして、就農支援の取組の強化を図る。

なお、研修教育の内容についてはスマート農業やみどりの食料システム戦略をはじめとした実践的・発展的な教育内容を強化するとともに、その成果および実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行うものとする。

#### 5 その他普及指導活動の方法に関する留意事項

##### (1) 普及指導活動で得た情報の取扱い方法

普及指導員の情報の集積や共有において、企業秘密、知的財産として保護が必要な情報について、十分な配慮を行う。

このため、普及事業の実施にあたっては、情報の集積や共有を行う際、情報の適切な管理および慎重な取扱いに努める。

##### (2) 新たな経営の展開に伴うリスクの把握や軽減に係る指導

経営規模の拡大や事業の多角化等の計画策定にあたっては、農業者の過剰投資などのリスクに対する助言等、必要な普及指導活動を行う。

##### (3) 感染症および病害虫伝搬への配慮

直接農業者等に接して普及指導活動を行うことを基本とする普及事業の特性を踏まえ、普及指導活動の実施にあたっては、農業者等へのコロナウイルス感染症等の拡大、家畜伝染性疾病や作物への病害虫等の伝染・伝搬等につながるものないように十分に配慮するものとする。

### 第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

#### 1 行政施策の活用支援

地域の課題解決にあたっては、各種補助事業や制度資金等の行政施策が効果的に活用されるよう支援する。

#### 2 研究開発への普及指導員の参画

普及指導員は試験研究の計画段階から参画し、実用性が高く、速やかに実用化が求められる技術が開発されるよう、必要な役割を果たすものとする。